

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原告 〇〇〇〇〇〇〇 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

証拠説明書（甲A26～甲A28）

2025（令和7）年9月1日

名古屋地方裁判所 民事6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

原 田 彰 好

同

浅 岡 美 恵

同

小 島 寛 司 ほか

甲A 号証	標 目	原 本、 写し の別	作成年 月 日	作成者	立証趣旨	備 考
----------	-----	---------------------	------------	-----	------	--------

26 の1	OBLIGATION OF STATES IN RESPECT OF CLIMATE CHANGE	写し	2025 年 7 月 23 日	国際司法裁判所	国連総会は2023年3月29日決議によって国際司法裁判所に、国家及び現在と未来の世代のために、人為的な温室効果ガスの排出によって気候系および環境のその他の部分の保護を確かなものとするための国家の国際法上の義務、行為又は不作為により、気候系および環境のその他の部分に重大な損害を生じさせた場合、被害を受け、又は気候変動に脆弱な国々、及び現在と将来の人々・個人に対する国家の責任の法的帰結についての質問を提出した。 同裁判所はこれらの質問に対し勧告的意見を表明したもので、同裁判所は、人為起源の気候変動の影響が極めて深刻であり、国家には気候変動関連条約及び国際慣習法によって、気候系および環境のその他の部分に重大な損害をもたらすことを防止するためにあらゆる措置を講じる義務があること、パリ協定の気温目標は1.5℃であり、その目標を達成できるよう、最高水準の国が決定する貢献（NDC）を決定し、デュー・ディリジェンスを払って実施措置をとる義務があり、そこには民間事業者の活動の規制を含むこと、義務の違反は不法行為となり、不法な行為の中止とともに、損害賠償が認められる可能性もありうることなどを回答したもの。
----------	---	----	-----------------------	---------	--

26 の2	同上暫定訳	写し	2025 年 8月29 日	浅岡美恵	同上の暫定訳。	
27 の1	Press Release	写し	2025 年 7月23 日	国際司法裁 判所	甲A26の1の国際司法裁判所によるプレス リリース。	
27 の2	同上暫定訳	写し	2025 年 8月29 日	浅岡美恵	同上暫定訳。	
28 の1	2024年11 月12日判決 (Milieudefe nsie等対 シェル事 件)	写し	2024 年 11月 12日	ハーグ控訴 審裁判所	オランダにおけるMilieudefensie等対シェ ル事件控訴審において、ハーグ控訴審裁判所 は、気候変動が現代社会における最大の問題 であること、これにより欧州人権条約第2条及 び第8条により保護される権利が侵害されるこ と、シェルのような企業が事業を行う国の規 制に明示的に定められていない場合であって も危険な気候変動に対応するためにCO2排出 を制限する義務を負うこと等を認めたこと。	
28 の2	同上暫定訳	写し	2025 年 8月29 日	原告ら代理 人	同上暫定訳。	